

令和7年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

- 1 日 時 令和8年1月29日（木）午後2時～午後3時
- 2 開催方法 Teams によるWEB開催
- 3 出席者 市町村：62市町村国保主管課長ほか、国保連合会事務局長、埼玉県
- 4 議 事

（1）ワーキンググループの進捗状況について

① 財政運営ワーキンググループ

<埼玉県>

- ・ 資料1に基づき、財政運営ワーキンググループの進捗状況について説明。
- ・ 第1回を7月に、第2回を8月に、第3回を10月に、第4回を11月に、第5回を1月に開催した。
- ・ 第5回ワーキンググループでは、令和8年度国保事業費納付金等の本算定結果及び保険税水準の統一に伴う対応について協議を行った。

（2）令和8年度国保事業費納付金等の本算定結果について

<埼玉県>

- ・ 資料2に基づき、令和8年度国保事業費納付金等の本算定結果について説明。
- ・ 令和8年度の本算定結果は、1人当たり保険税必要額が県全体で147,570円となった。前年度本算定と比べると9.4%、12,621円の増加となった。
- ・ 一人当たり保険税必要額の増加要因については、子ども・子育て支援納付金の創設、および診療報酬改定などの影響による1人当たり医療費の増加が挙げられる。
- ・ 多くの市町村は対前年度比で増加しているが、秋の試算と同様に、被保険者数の減少幅の大きい3団体は減少となった。
- ・ 納付金総額について、新型コロナウイルスの影響で、令和2年度に1人当たり納付金額や1人当たり保険税必要額が一旦減少となっているが、その後は右肩上がり増加となっている。

（3）保険税水準の統一について

① 普通交付金について

<埼玉県>

- ・ 資料3-1に基づき、保険税水準の統一のうち普通交付金について説明。
- ・ 準統一後は各市町村で要した療養給付費等の費用のほか、保健事業の区分「ア」、出産育児一時金及び葬祭諸費について、全額を普通交付金によって交付する取扱いに変更する。
- ・ 保健事業の区分「ア」、出産育児一時金及び葬祭諸費は現金給付分として、県が交付を行うこととするが、令和9年度以降に出産育児一時金が保険適用となる仕組みに変更される場合は、出産育児一時金は現物給付分として交付を行うこととする。
- ・ 疎明資料について、現行の請求時には疎明資料を求めていること、また、市町村の事務処理負担軽減の観点から、現金給付分請求時における疎明資料の提出は不要とする取扱

いを想定しているが、県から市町村に対して、事業の遂行状況に関し、報告を求める際には疎明資料の提出が必要となるため、帳簿等の管理は適切に実施していただきたい。

- ・ 請求・交付スケジュールについて、現行の流れと同様に進めることを想定している。毎月の現金給付分の請求において、給付決定見込額による「概算額」として県に対して請求することも可能とし、前月分の請求が「概算額」であった場合は、現行の取扱いと同様に、請求内訳書の項目の前月分精算額の「概算交付済額」と「所要額」欄にそれぞれ金額を記載し、精算することを想定している。
- ・ 埼玉県国民健康保険保険給付費等交付金交付要綱の改正については、現在検討をしており、改めてお示しさせていただければと思う。

② 法定外一般会計繰入金について

<埼玉県>

- ・ 資料3-2に基づき、保険税水準の統一のうち法定外一般会計繰入金について説明。
- ・ 法定外一般会計繰入金については、令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、決算補填等以外の目的を含めた法定外一般会計繰入金全体を解消することとしている。
- ・ 国保財政を安定的に運営するためには国保特別会計の収支を均衡させることが必要であり、県統一基準で算定した保険税に加えて、国保事業の財源に法定外一般会計繰入金を活用することは、法定外繰入れを実施していない市町村の被保険者と受ける被保険者サービスの水準に差が生じることになるため、国保財政の健全化及び被保険者の受益と負担の公平性の観点から、決算補填等以外の目的も含めて全市町村において実施しないものとした。
- ・ 各市町村においては、保険税水準の準統一の目標年度の前年度である令和8年度までの解消に向けて取組を進めていることと思うが、準統一以降も引き続き一般会計からの繰入れを行う必要がある項目がないか検証を行う必要があると考えている。
- ・ 1点目が、第三者行為求償等や不当利得・不正利得・一部負担金の徴収猶予が生じかつ調定年度に債権回収ができない場合である。市町村は調定を行った段階で県に対して普通交付金の返還が必要となるが、一般会計からの繰入れができない場合は、市町村における歳入が不足することになり、普通交付金の返還に支障が出るのが想定される。
- ・ 2点目が、「事務費繰入金」、「財政安定化支援事業繰入金」について、国の通知により、一般会計から国保特別会計に繰り出す対象になっており、地方交付税が措置されることにはなっているが、法令で定められた繰入金ではないことから、法定外一般会計繰入金に分類されるのではないかと整理した。
- ・ 1点目の第三者行為求償等が発生した場合に係る普通交付金の返還財源については案1～4の4つの案を検討した。具体的な内容は後述するが、結果として、案4の市町村における基金や決算剰余金を活用することを原則としつつ、当該財源が不足する場合は県と協議の上で法定外一般会計繰入れを例外的に認めるという方法を取りたいと考えている。
- ・ 以下、順次検討した案について説明する。
- ・ 1つ目の案として、「市町村において、県の財政安定化基金からの借入れを行う」案である。
- ・ 財政安定化基金については、国民健康保険法や算定政令等に記載されているが、法令上の基金貸付事業の考え方として、市町村が県の財政安定化基金から借入れを行うためには、

市町村の保険税収納率が悪化したこと等により、保険税が不足している必要があると考えられる。

- ・ 第三者行為求償等が発生した場合に生じる市町村から県に対する普通交付金の返還財源については、保険会社等から補填されるものであり、保険税を財源とすることは好ましくない。また、地方税法においても、被保険者に対して保険税を課することができるのは納付金等に要する費用に充てる場合に限られていることから、県に対する普通交付金の返還財源を保険税によって徴収することは適切ではないと考えられる。
- ・ 以上のことから、第三者行為求償等が発生した場合に生じる普通交付金の返還財源は保険税ではなく、保険会社等から補填されるべきであると考えられ、基金貸付の要件である「保険税が不足している」ことに該当しないため、普通交付金の返還財源として基金貸付金を充てることには馴染まないものとする。
- ・ 2つ目の案として、「財源を納付金として市町村が納付し、普通交付金として措置する」案である。
- ・ 普通交付金は、市町村が保険給付に要した費用を交付するものであり、ガイドラインにおいても出産育児一時金などについても普通交付金の対象となり得るとしているが、普通交付金の返還財源を普通交付金の対象とすることは想定しておらず、制度趣旨に沿うものではないと考えられる。また、普通交付金として措置した場合、財源を納付金として納付してもらうことになるため、市町村間の不平等に繋がることも考えられる。
- ・ 少し趣旨は異なるが、国への地方分権改革に関する提案募集制度において、未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提として、市町村が収納した額を国への返還金にするように提案をしている。これは、市町村が徴収できなかった場合に市町村の財政負担となることから国に対して是正を求めているものだが、県が財政負担をすることを想定しているものではない。以上のことから、案2の取扱いにはしない方向で考えている。
- ・ 3つ目の案として、「普通交付金のうち現金分と毎月相殺し、残額を交付する」案である。
- ・ この案については、県と市町村との間においては、債権債務関係を相殺することになるため、一見すると取扱いとして適切のように感じるが、3つの懸念が生じる。
- ・ 懸念点の1つ目としては、案2における懸念点と同様、普通交付金の返還財源を普通交付金の対象とすることはガイドラインにおいても想定しているものではなく、制度趣旨に沿うものではないと考えられること。
- ・ 2つ目として、仮に県と市町村との間において相殺ができた場合であっても、市町村において、被保険者に対して交付するための金額が不足してしまうこと。
- ・ 3つ目として、普通交付金として措置する場合は納付金算定に加える必要があるが、翌年度の第三者行為求償等の見込額を算出することは困難だと考えられること。以上のことから、案3の取扱いにはしない方向で考えている。
- ・ 4つ目の案として、「市町村における基金や決算剰余金を活用する」案である。
- ・ 第三者行為求償等が生じた場合には、現状、多くの市町村において基金や決算剰余金を活用している状況となっているが、基金を多く持っている市町村の中には令和9年度以降の活用方法が定まっていないところもある。一方で、当該年度の決算剰余金がどの程度の規模感になるかは不明瞭であり、基金の保有状況についても市町村によって異なり、基金を保有していない市町村もあるため、第三者行為求償等に係る普通交付金の返還財源は、

本案をベースとして次の対応案にしたいと考えている。

- ・ 原則として、市町村における基金や決算剰余金を活用すること。ただし、基金が不足しており、活用できる決算剰余金が発生しないなどの状況が発生した場合には、県と協議の上で、一般会計からの繰り入れを行うこととする。
- ・ 理由としては、案1から案3のどの方法においても対応することができず、現状でも多くの市町村が基金や決算剰余金を活用している状況であること。一方で、基金の保有状況には市町村ごとに差異があり、決算剰余金も発生するかどうかは不明瞭であること。また、第三者行為求償等は予見することができず突発的なものであるため、市町村に帰責性がないことがあげられるため、例外的な措置として、県と事前協議を行った上で、繰り入れを行う必要があると考える。
- ・ 県と協議した結果、繰り入れを行うことになった場合は、翌年度以降に決算剰余金が生じた場合の立替えをした形となるため、実際に翌年度以降に決算剰余金が生じた場合には、当該年度に一般会計から繰り入れた額の同額を一般会計に繰り出すことが望ましいと考えている。各市町村においては、財政担当課と調整をしていただく必要があるものと考えている。
- ・ 案4を採用する場合、今後の協議の方法や第三者行為求償等における繰り入れの把握方法を検討するほか、今後行う第3期運営方針の中間見直しにおいて追記する必要があると考えるが、これらの内容については今後検討したいと思う。
- ・ 2点目の「事務費繰入金」、「財政安定化支援事業繰入金」については、市町村一般会計から市町村国保特別会計に繰り入れを行っているが、この根拠は国民健康保険法をはじめとした法令の規定によるものではない。
- ・ 地方交付税による所要の措置を講ずる旨について総務省から通知はされており、年末に厚労省から送付される予算編成に当たっての留意事項にも「一般会計からの繰入金として計上されたい。」と記載はされているが、法令上、繰り入れを行わなければならないといった旨の記載はない。また、この2つの繰り入金の取扱いについての見解を厚労省にも問合せをしているところではあるが、現時点で回答は得られていない。この2つについては法令で定められたものでない以上、法定外繰り入れと整理される可能性があり、第3期国保運営方針の中間見直しにも影響するため、令和9年度以降の取扱いについて検討が必要なものと考えている。
- ・ 事務費繰入金や財政安定化支援事業繰入金については、①国からの通知により、これまでも市町村からの国保特別会計において歳入として当然に計上されているものであると認識されていること、②地方交付税による所要の措置が講じられており、一般会計からの繰り入れを認めても財政上の問題は発生しないと考えられること、また、③財政安定化支援事業繰入金については、制度が創設された平成4年度以降、地方財政措置が存続されているものであり、事務費繰入金については、元々国の負担金であったものが、取扱いが変わったことにより一般財源化され地方交付税措置となった経緯があり、法定繰り入れに準じたものとして取扱うことに疑義は生じないという以上3つの理由からこれまでどおり一般会計からの繰り入れを認める方向で考えている。

(4) 埼玉県国民健康保険運営方針の中間見直しについて

<埼玉県>

- ・ 資料4に基づき、埼玉県国民健康保険運営方針の中間見直しについて説明。
- ・ 現行の第3期国保運営方針については、令和6年度～令和11年度の6年を対象期間としているところであり、この対象期間については国民健康保険法第82条の2、厚生労働省保険局国民健康保険課が策定している「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」において規定されている。
- ・ また、併せておおむね3年ごとに、運営方針に基づく取組の状況を把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて国保財政の安定化、保険料水準の平準化の推進等のために必要があると認めるときは、国保運営方針の必要な見直しを行うこととされている。
- ・ これらの規定に基づき、令和8年度中に第3期埼玉県国民健康保険運営方針の中間見直しを実施する予定である。
- ・ 中間見直しの方向性の基本的な考え方としての3点について説明。
- ・ 1点目は、令和9年度に迎える準統一を見据えてWGや運営推進会議で合意形成が取れている内容を反映することが中間見直しの趣旨と考えている。
- ・ 2点目は、国保運営方針策定要領等の国が示すガイドラインを踏まえながら、子ども・子育て支援金制度などの国の制度改正等の変更が必要な部分について、修正することを考えている。
- ・ 3点目は、運営方針で定めている各取組の目標について、目標達成に向けた取組の進捗状況等を踏まえて、個別の指標ごとに必要に応じて目標値等の再設定を行うことを考えている。
- ・ 今後のスケジュールについて、令和8年3月から5月にかけて原案を作成し、現行の第3期運営方針を策定した時と同じように6月7月に行う運営協議会での審議を経て案を決定し、その後、市町村への意見照会、さらに県民コメントの実施を経て、再度、運営協議会で審議という流れを想定している。

(5) その他

国民健康保険料（税）の外国人滞納者に係る在留資格変更許可申請等における取組について
<埼玉県>

- ・ 国通知（令和8年1月6日付け事務連絡）に基づき、国民健康保険料（税）の外国人滞納者に係る在留資格変更許可申請等における取組について説明。
- ・ 国から再周知があったため推進会議の議題とし再度周知を行った。令和9年6月に向けて、デジタル庁が運用する情報提供ネットワークシステム「公共サービスメッシュ」を用いて、出入国在留管理庁が在留資格審査のために、本人の同意を得た上で、外国人に係る保険料の納付情報を入手することができる仕組みを構築する予定であるが、当該仕組みを開始するまでの間は、協力要請制度の活用を御検討いただければと思う。協力要請制度の概要や運用の開始については管轄の地方出入国在留管理官署へお問い合わせいただければと思う。